

改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑な施行に向けて

建築士等を対象とした個別サポートを開始します

■ 建築士等を対象とした個別サポートについて

改正建築物省エネ法・建築基準法が令和7年4月に全面施行されます。

国は、改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者（建築士等）が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築することとしています。

埼玉県においては、（一社）埼玉建築設計監理協会（幹事団体）、（一社）埼玉建築士会及び（一社）埼玉県建築士事務所協会の建築士関係3団体が、県と連携し、建築士向け個別サポートの事務局を務めます。

対象者	令和7年4月1日以降に建築物を着工する予定の申請者（建築士等）
内 容	確認申請図書・添付図書の作成や申請手続きについて、サポート員（改正法について把握した建築士）が個別に助言等を行うもの 【助言等を行う項目の例】 <ul style="list-style-type: none">新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法新たな壁量等の基準に対応した設計支援ツールの参照方法・使用方法建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続き方法 など
方 法	オンライン会議システムの利用 又は 対面
費 用	無料
サポートの基本的な流れ	① 事務局HPを参照し、サポートの対象となるか確認してください ② サポート申込書及び申請図書等を事務局へ提出 ③ サポート員から相談者へ連絡し、サポートを行う日時・場所等を調整 ④ サポート実施
注意点	<ul style="list-style-type: none">作成中又は作成済みの申請図書を事前に提出していただきます申請に係る建築物の計画地は<u>埼玉県内</u>である必要がありますサポート員が<u>設計業務や法適合審査</u>を行うものではありません

詳しい内容は、事務局のホームページ（下記2次元バーコード）から御確認ください。

【お申込み・お問合せ先】

（一社）埼玉建築設計監理協会（事務局幹事団体）

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7（建産連会館5階）

電話 048-861-2304

メール info@sekkan.jp (受付: 平日 10:00~16:00)

